

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 8 年 1 月 2 1 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まなびとステーション

3 代表者の氏名

永島 晶子

4 主たる事務所の所在地

名張市八幡1300番地13名張八幡工業団地管理センター1階

5 定款記載の目的

この法人は、各業務における経験を有する会員相互の協力により、地域で暮らす人々に対して生涯学習の各種教室・セミナーの開催・交流・普及に関わる事業、起業を目指す方や未就労・未就職の方に対して、教育・助言・支援・協力に関わる事業を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に支援・協力を行うことにより、社会教育の推進、地域社会の発展、職業能力の開発、雇用機会の拡充等の公益に貢献することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 8 年 1 月 2 1 日 ～ 令和 8 年 2 月 4 日

特定非営利活動法人 まなびとステーション 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 まなびとステーションという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県名張市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、各業務における経験を有する会員相互の協力により、地域で暮らす人々に対して生涯学習の各種教室・セミナーの開催・交流・普及に関わる事業、起業を目指す方や未就労・未就職の方に対して、教育・助言・支援・協力に関わる事業を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に支援・協力を行うことにより、社会教育の推進、地域社会の発展、職業能力の開発、雇用機会の拡充等の公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る資料の収集および研究
- ② 生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る資料の制作および刊行
- ③ 生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る教育研修事業
- ④ 生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る助言または支援・協力
- ⑤ 生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る情報発信事業
- ⑥ 関係機関・団体との連絡・協調・支援
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 中古機器類の買取・販売
- ② 機器・什器・ソフトウェアのレンタル
- ③ 化粧品、医薬品、健康食品、医療用機器の販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事は3人以上とする
- (2) 監事 1人
 - 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 削除
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の監事が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければいけない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他運営に関わる重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催とする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 借入金(その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲載するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	窪田 好宏
副理事長	森田 圭
理事	坂口 治
監事	黒川 理子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 5,000円

活動会員

・個人

- (1) 入会金 1,000円
- (2) 年会費 6,000円

・団体

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 年会費 120,000円

賛助会員

・個人

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 年会費 1口6,000円

・団体

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 年会費 1口60,000円

(法第 28 条第 1 項関係様式例)

令和 7 年度事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人まなびとステーション

1 事業の成果

「地域ニーズに応えるパソコン教室事業」「プログラミング教室の常設化」「職業訓練事業」「コワーキングスペース運営」のすべてにおいて維持する。また必要に応じて活動を維持するためのその他の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の予定 人数	受益対象者の範囲及 び予定 人数
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る制作および刊行	教材作成	令和7年4月～令和8年3月	主たる事務所	1	出版社およびその先の利用者
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る教育研修事業	パソコン教室	令和7年4月～令和8年3月	名張市内	3	居住の個人
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る教育研修事業	プログラミング教室	令和7年4月～令和8年3月	名張市内	3	居住の個人
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る教育研修事業	公共職業訓練	令和7年4月～令和8年3月	伊賀市・名張市内	3	求職者
生涯教育、企業、雇用・就業、職業能力に係る助言または支援・協力	クラウドおよびアプリ導入支援	令和7年4月～令和8年3月	主たる事務所	1	全国の個人教授所運営者・経営者 30 名
生涯教育、企業、雇用・就業、職業能力に係る助言または支援・協力	コワーキングスペースの運営	令和7年4月～令和8年3月	名張市内	2	コワーキングスペース運営事業・利用者
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る情報発信事業	WEB 活動発信	令和7年4月～令和8年3月	主たる事務所	1	教育事業に興味のある個人の方
その他目的を達成するために必要な事業	当該年度は実施なし				

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定日 時	実施 場所	従事者の人数	支出額見込み(千円)
中古機器類の買取・販売	当該年度は実施予定なし				
化粧品、医薬品、健康食品、医薬品機器の販売	当該年度は実施予定なし				
機器・什器・ソフトウェアのレンタル	機器・什器・ソフトウェアのレンタル	令和7年4月～令和8年3月	主たる事務所・相手方	1	3460

(法第 28 条第 1 項関係様式例)

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人まなびとステーション

1 事業の成果

「地域ニーズに応えるパソコン教室事業」「プログラミング教室の常設化」「職業訓練事業」「コワーキングスペース運営」のすべてにおいて維持する。また必要に応じて活動を維持するためのその他の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の予定 人数	受益対象者の範囲及 び予定 人数
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る制作および刊行	教材作成	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	主たる事務所	1	出版社およびその先の利用者
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る教育研修事業	パソコン教室	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	名張市内	3	居住の個人
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る教育研修事業	プログラミング教室	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	名張市内	3	居住の個人
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る教育研修事業	公共職業訓練	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	伊賀市・名張市内	3	求職者
生涯教育、企業、雇用・就業、職業能力に係る助言または支援・協力	クラウドおよびアプリ導入支援	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	主たる事務所	1	全国の個人教授所運営者・経営者 30 名
生涯教育、企業、雇用・就業、職業能力に係る助言または支援・協力	コワーキングスペースの運営	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	名張市内	2	コワーキングスペース運営事業・利用者
生涯教育、起業、雇用・就業、職業能力に係る情報発信事業	WEB 活動発信	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	主たる事務所	1	教育事業に興味のある個人の方
その他目的を達成するために必要な事業	当該年度は実施なし				

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定日 時	実施 場所	従事者の人数	支出額見込み(千円)
中古機器類の買取・販売	当該年度は実施予定なし				
化粧品、医薬品、健康食品、医薬品機器の販売	当該年度は実施予定なし				
機器・什器・ソフトウェアのレンタル	機器・什器・ソフトウェアのレンタル	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	主たる事務所・相手方	1	3410

令和7年度 活動予算書
 令和7年4月1日から令和8年3月31まで
 特定非営利活動法人まなびとステーション
 (単位:円)

科目	特定非営利事業に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	125,000		125,000
2. 事業収益			
自主事業収益	10,000,000	5,000,000	15,000,000
受託事業収益	20,000,000		20,000,000
3. その他収益			
受取利息	10,000		10,000
雑収益	100,000		100,000
経常収益計	30,235,000	5,000,000	35,235,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	1,000,000	1,000,000	2,000,000
福利厚生費	500,000	100,000	600,000
人件費計	1,500,000	1,100,000	2,600,000
(2) その他経費			
売上原価	200,000	500,000	700,000
会議費	100,000	50,000	150,000
旅費交通費	300,000	50,000	350,000
教育研修費	1,250,000		1,250,000
外注費	2,500,000		2,500,000
広告宣伝費	1,500,000	100,000	1,600,000
交際費	250,000	50,000	300,000
通信費	1,900,000	100,000	2,000,000
消耗品費	2,500,000	100,000	2,600,000
事務用品費	5,000	10,000	15,000
新聞図書費	1,500,000	50,000	1,550,000
地代家賃	4,500,000	1,000,000	5,500,000
租税公課	150,000	100,000	250,000
リース料	200,000	100,000	300,000
支払手数料	100,000	50,000	150,000
水道光熱費	300,000	50,000	350,000
修繕費	60,000	0	60,000
雑費	50,000	50,000	100,000
繰延資産償却費	60,500		60,500
その他経費計	17,425,500	2,360,000	19,785,500
事業費計	18,925,500	3,460,000	22,385,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	420,000		420,000
給料手当	1,600,000		1,600,000
法定福利費	10,000		10,000
福利厚生費	10,000		10,000
人件費計	2,040,000		2,040,000
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		10,000
交際費	10,000		10,000
通信費	120,000		120,000
消耗品費	200,000		200,000
事務用品費	1,000		1,000
保険料	120,000		120,000
リース料	1,000,000		1,000,000
支払手数料	500,000		500,000
車両費	100,000		100,000
租税公課	50,000		50,000
諸会費	21,000		21,000
減価償却費	200,000		200,000
雑費	3,000		3,000
支払利息	50,000		50,000
法人税等	200,000		200,000
その他経費計	2,585,000		2,585,000
管理費計	4,625,000	0	4,625,000
経常費用計	23,550,500	3,460,000	27,010,500
当期経常増減額	6,684,500	1,540,000	8,224,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額	6,684,500	1,540,000	8,224,500
前期繰越正味財産額	4,902,874		4,902,874
次期繰越正味財産額	11,587,374	1,540,000	13,127,374

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31まで
特定非営利活動法人まなびとステーション
(単位:円)

科目	特定非営利事業 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	130,000		130,000
2. 事業収益			
自主事業収益	9,500,000	4,500,000	14,000,000
受託事業収益	19,000,000		19,000,000
3. その他収益			
受取利息	10,000		10,000
雑収益	110,000		110,000
経常収益計	28,750,000	4,500,000	33,250,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	1,000,000	1,000,000	2,000,000
福利厚生費	500,000	100,000	600,000
人件費計	1,500,000	1,100,000	2,600,000
(2) その他経費			
売上原価	150,000	450,000	600,000
会議費	100,000	50,000	150,000
旅費交通費	250,000	50,000	300,000
教育研修費	1,100,000		1,100,000
外注費	2,300,000		2,300,000
広告宣伝費	1,400,000	100,000	1,500,000
交際費	250,000	50,000	300,000
通信費	1,800,000	100,000	1,900,000
消耗品費	2,300,000	100,000	2,400,000
事務用品費	5,000	10,000	15,000
新聞図書費	1,500,000	50,000	1,550,000
地代家賃	4,500,000	1,000,000	5,500,000
租税公課	150,000	100,000	250,000
リース料	200,000	100,000	300,000
支払手数料	100,000	50,000	150,000
水道光熱費	300,000	50,000	350,000
修繕費	50,000	0	50,000
雑費	40,000	50,000	90,000
繰延資産償却費	60,500		60,500
その他経費計	16,555,500	2,310,000	18,865,500
事業費計	18,055,500	3,410,000	21,465,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	450,000		450,000
給料手当	1,600,000		1,600,000
法定福利費	20,000		20,000
福利厚生費	10,000		10,000
人件費計	2,080,000		2,080,000
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		10,000
交際費	10,000		10,000
通信費	150,000		150,000
消耗品費	220,000		220,000
事務用品費	1,000		1,000
保険料	120,000		120,000
リース料	1,000,000		1,000,000
支払手数料	500,000		500,000
車両費	100,000		100,000
租税公課	50,000		50,000
諸会費	21,000		21,000
減価償却費	200,000		200,000
雑費	3,000		3,000
支払利息	50,000		50,000
法人税等	200,000		200,000
その他経費計	2,635,000		2,635,000
管理費計	4,715,000	0	4,715,000
経常費用計	22,770,500	3,410,000	26,180,500
当期経常増減額	5,979,500	1,090,000	7,069,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額	5,979,500	1,090,000	7,069,500
前期繰越正味財産額	11,587,374	1,540,000	13,127,374
次期繰越正味財産額	17,566,874	2,630,000	20,196,874